

平成30年度行政組織の改正について

1 市長部局組織の改正について

(1) 改正内容及び組織図

① 保健福祉部

ア 介護保険課及び高齢福祉課の新設

地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者福祉施策を総合的かつ効率的に推進するため、「介護・ながいき課」を、「介護保険課」と「高齢福祉課」に分割する。

なお、要介護認定業務の一部外部委託の実施に伴い、「認定係」と「資格保険料係」を統合し、「介護保険課」に「認定・保険料係」を設置する。

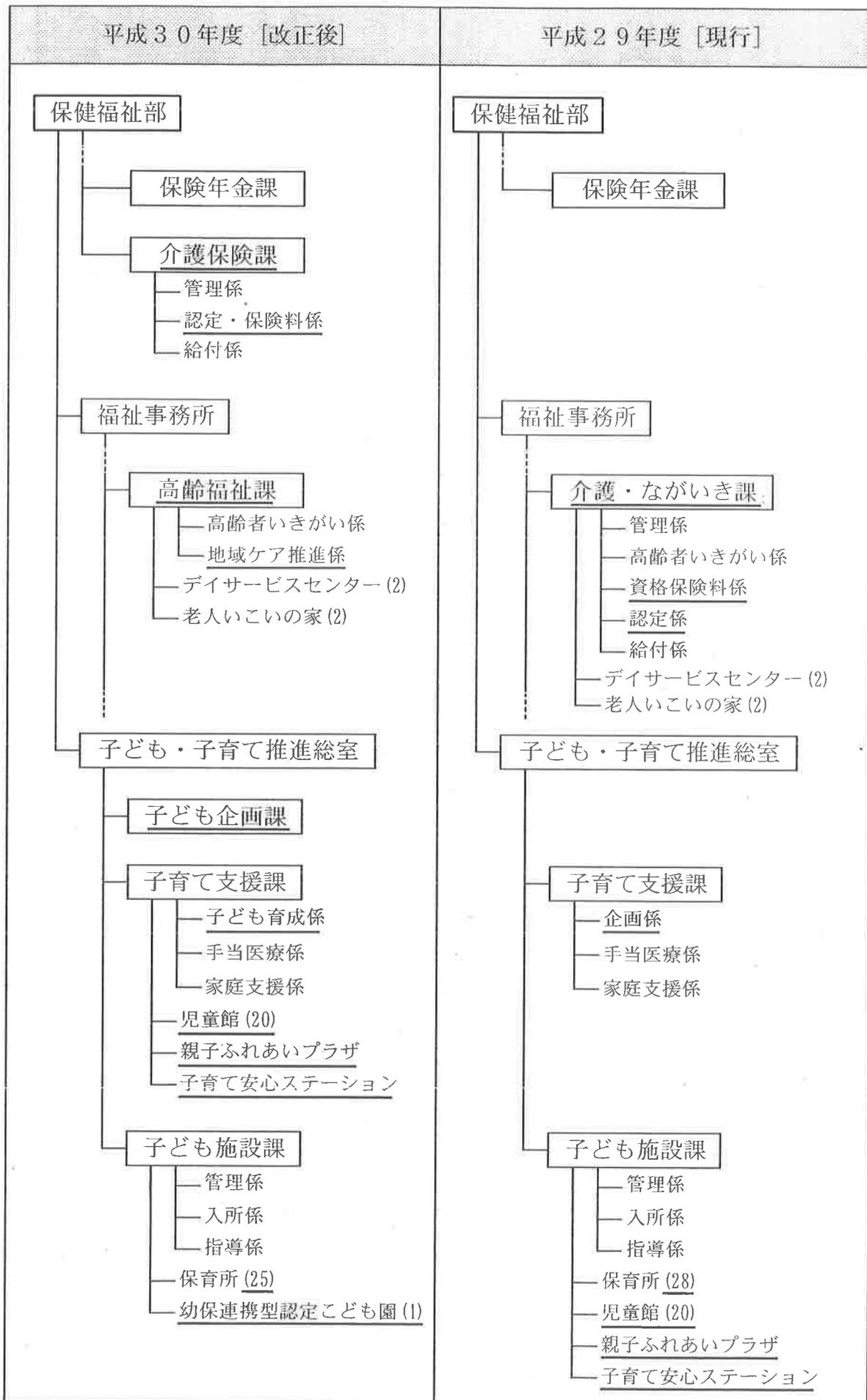
また、「高齢福祉課」に、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域支援事業を所管する「地域ケア推進係」を設置する。

イ 子ども・子育て推進総室の再編

市立幼稚園及び保育所の再編の推進や子ども・子育て支援の更なる拡充を図るため、「子育て支援課」及び「子ども施設課」を、「子ども企画課」、「子育て支援課」及び「子ども施設課」の3課体制に再編する。

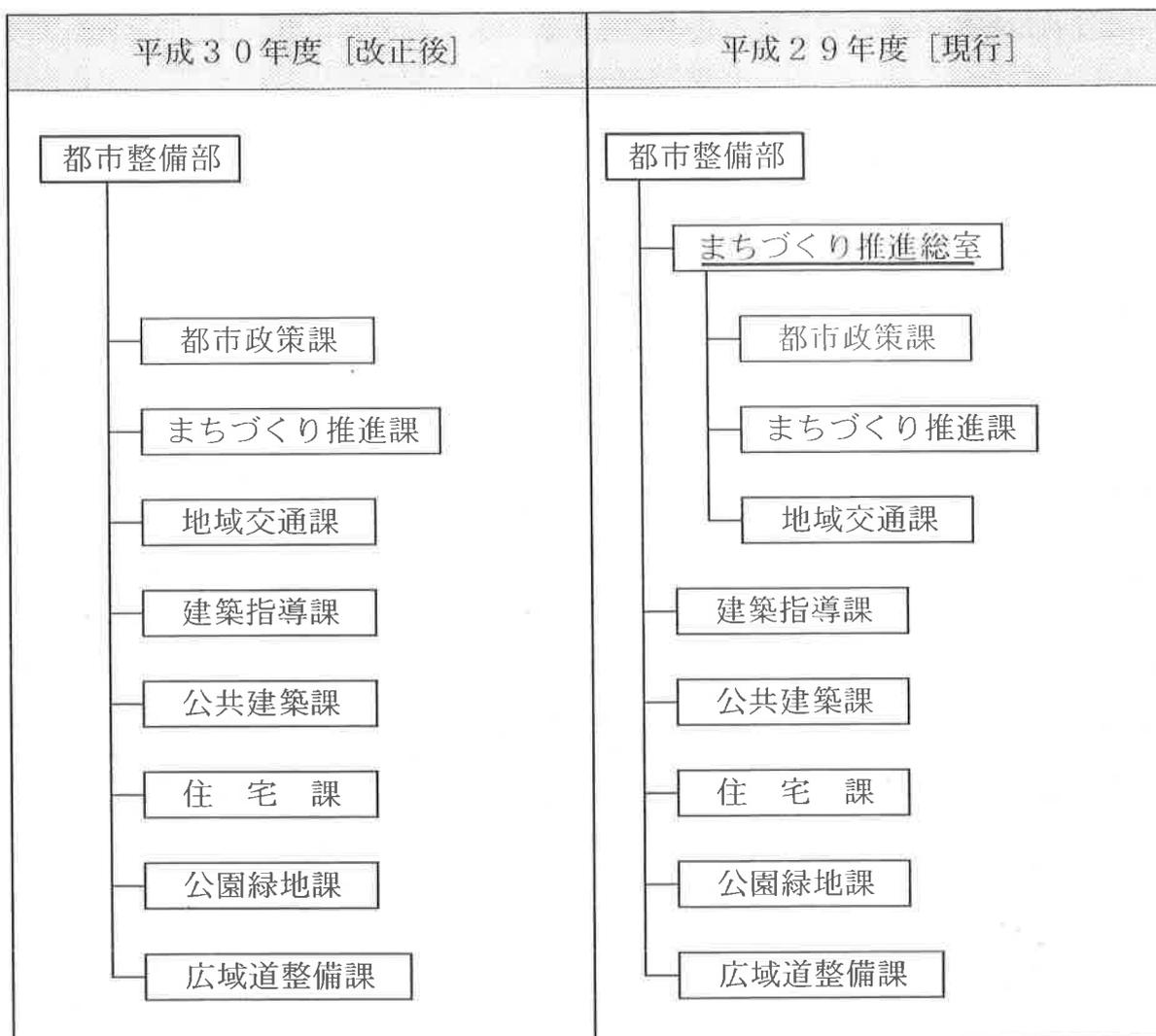
新設する「子ども企画課」は、市立施設の再編による幼保連携型認定こども園の整備を推進するほか、子ども・子育て支援事業計画及び私立保育所等に関する業務を所管する。また、「児童館」、「親子ふれあいプラザ」及び「子育て安心ステーション」を「子育て支援課」の所管に変更するとともに、「企画係」の名称を「子ども育成係」に変更する。

なお、整備後の市立「幼保連携型認定こども園」の管理運営は、「子ども施設課」の所管とする。



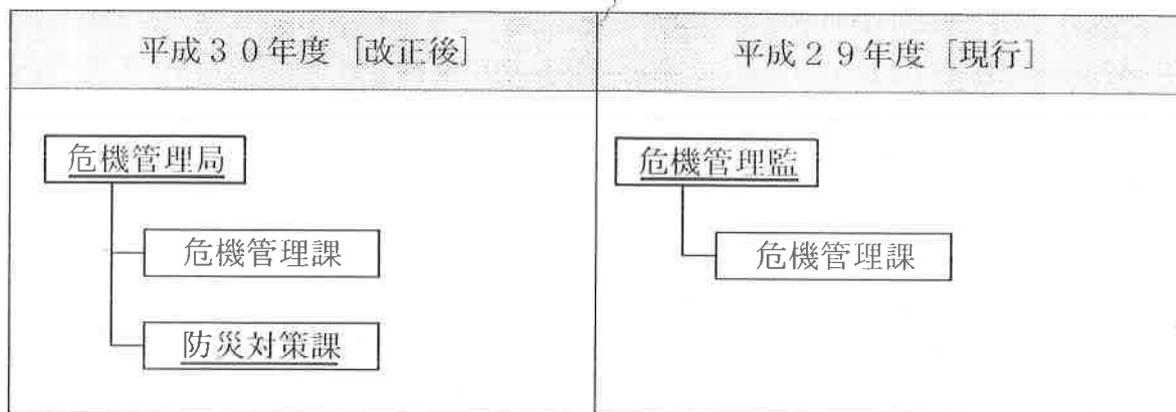
② 都市整備部

魅力的な都市づくりに向けて、社会情勢等の変化に伴う新たな課題に対し、横断的かつ迅速に対応していくため、「まちづくり推進総室」を廃止する。



③ 危機管理監

南海トラフ地震をはじめとした様々な危機事象への迅速な対応や地域防災力の強化を図るため、「危機管理監」を「危機管理局」に変更し、危機管理の総合的な計画・対策等に関する業務を所管する「危機管理課」と、自主防災組織の結成促進や地域防災訓練等に関する業務を所管する「防災対策課」の2課体制とする。



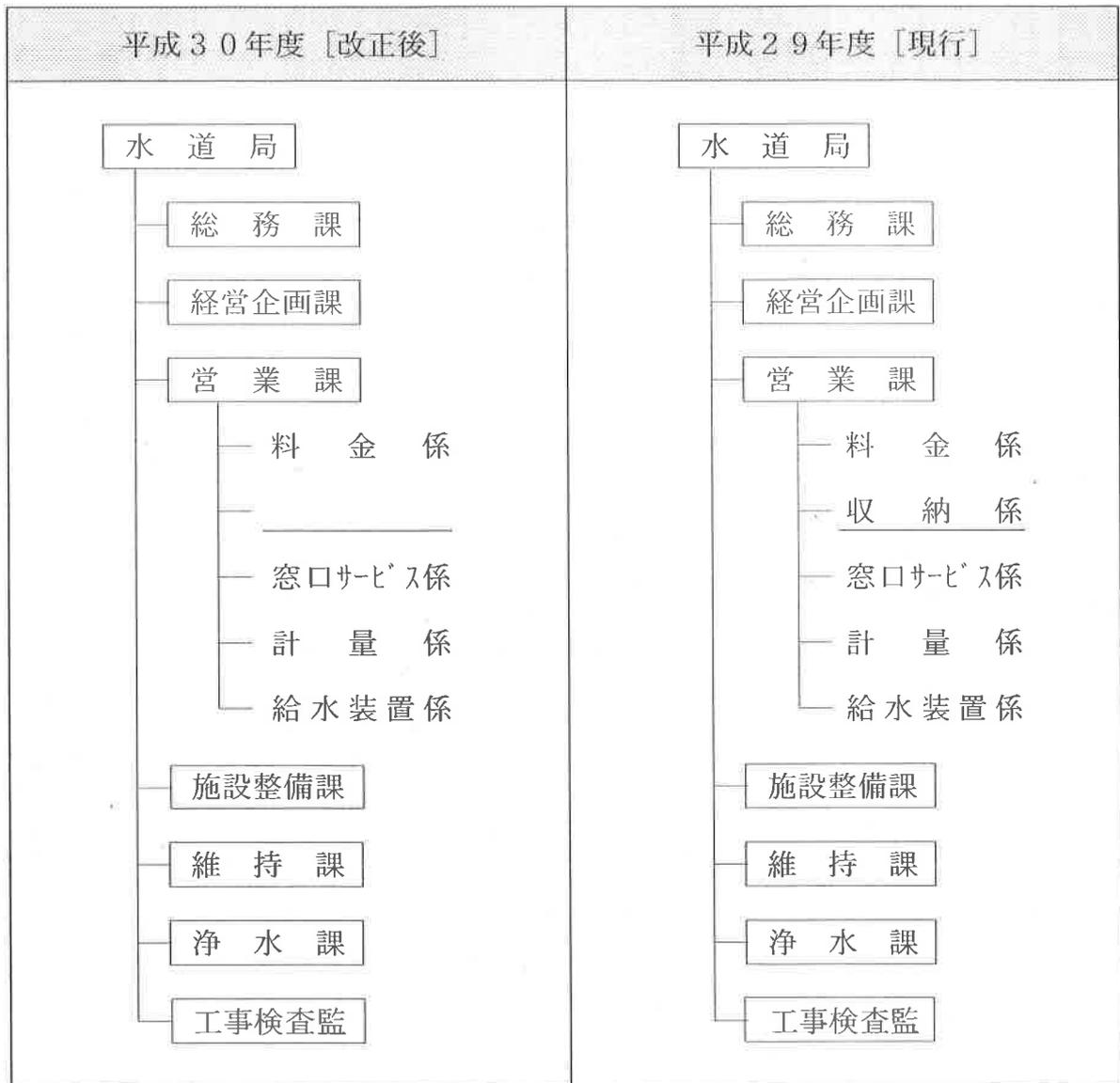
(2) 施行期日

平成30年4月1日 (予定)

2 水道局組織の改正について

(1) 改正内容及び組織図

経営の効率化と市民サービスの向上を図るため、水道料金等徴収業務の包括委託を実施することに伴い、営業課収納係を廃止する。



(2) 施行期日

平成30年4月1日 (予定)